

「第三次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針（案）」にお寄せいただいた御意見等と郡山市の考え方

| No. | 御意見  | 郡山市の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>4ページ 2-1 指針策定の趣旨</p> <p>令和6年1月1日には認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会である共生社会の実現の推進を目的として「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。国の大いな方針として共生社会に関する動向としてこの法令の記載があってもいいかと思います。厚生労働省や国土交通省などの取り組みを確認し共生社会やバリアフリーの視点からも郡山市民に案内する必要があると思います。</p> <p>認知症施策   厚生労働省<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index.html</a></p> <p>バリアフリー - 国土交通省<br/> <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html</a></p> <p>福岡市では認知症の人を含む多くの方が、より過ごしやすい環境を整える取り組みをしています。関連団体や他自治体の活動を参考にし郡山市の計画に取り入れていただきたい。</p> <p>福岡市 認知症の人にもやさしいデザイン<br/> <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/dementia/health/00/04/ninn">https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/dementia/health/00/04/ninn</a></p> | <p>① 計画に基づく認知症施策について</p> <p>本市では、令和6年1月1日の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」という。)施行に伴い、令和6年3月に策定した「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」に基づき、認知症基本法の趣旨を踏まえながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>具体的には、地域や職場、小・中学校などでの認知症センター養成講座の開催や、養成講座の講師を務めるキャラバン・メイトの育成支援、誰もが参加できる認知症カフェの開催などの普及啓発活動を進めるとともに、認知症高齢者SOS見守りネットワークや位置情報探索機器の貸与など日常生活又は社会生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進しています。</p> <p>本指針につきましても、ユニバーサルデザインの推進において、認知症の人の視点は重要なポイントであり、認知症の人を含む誰もが社会に参加し、活躍できる共生社会の実現を図るために、以下のとおり、本指針を修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本指針4ページに、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行」を追記。</li> <li>● 本指針5ページ「『ユニバーサルデザインの当事者』って誰?」の項目に、「認知症の人」及び「その家族等」を追記。</li> </ul> |

|   |  |
|---|--|
| <p>tichoudesign/3-040106.html<br/>認知症バリアフリー宣言ポータル <a href="https://ninchisho-barrierfree.jp/">https://ninchisho-barrierfree.jp/</a></p> <p>20 ページ 4-2 指針のポイント</p> <p>ハートの育成、当事者意識をもった行動 、という言葉があるが、勉学で育まれる視点ではないように感じる。この手の話題は当事者である家庭環境や学校内での経験、親や教師、同級生からの影響やその周囲の環境から理解がはぐくむことが大きい。このため親世代、学校では校長や教育長、教育委員会が意識を持つように働きかけ、当事者視点で取り組みをすべき。</p> <p>すべての施策に共通するポイント 「当事者（支援者）との連携」<br/>共生社会の実現を推進するための認知症基本法においても当事者（認知症の人と家族）の声を聞きながら施策を取り決め推進することが法令上には明記されています。国の方針を踏まえ、郡山市でも関連する取り組みについて当事者、当事者団体からの声を、市長、担当部署、市議とともに聞く機会を常に持てる場を確保していただきたい。<br/>共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要 厚生労働省<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001212852.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001212852.pdf</a></p> <p>その他<br/>具体的にユニバーサルデザインに関する予算が各部署でどの程度の規模で行われ、施策が取り組まれるのか明記して公開していただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本指針 22 ページ「ユニバーサルデザイン推進のイメージ」の当事者に一つに「認知症」を追記。</li> </ul> <p>② 当事者視点の取組について</p> <p>ハートの育成、当事者意識を持った行動につきましては、本指針の基本施策1「やさしさがあふれるひとづくり」で「学校教育や社会教育による全世代への普及・啓発」を主な取組として挙げており、学校での出前講座や親子が参加するイベント等により、ユニバーサルデザインの普及を図るとともに、市立学校の教職員がユニバーサルデザイン推進リーダーを担い、学校単位でユニバーサルデザインの意識醸成に取り組んでいます。</p> <p>また、本指針の横断的なポイントとして、「当事者との連携による推進」を掲げており、各種事業においても、当事者の参加や意見を聞く機会の確保等により、当事者やその支援者との連携を一層推進し、誰もが社会参加できる環境づくりを進めてまいります。</p> <p>③ その他について</p> <p>ユニバーサルデザインに関する事業は多岐にわたるため、予算の公開はできませんが、次年度以降、本指針による各所属の改善事業を把握し、有識者で構成される附属機関で取組の検証を行い、その結果を公表することで、部局横断的にユニバーサルデザインの改善を進めてまいります。</p> |
|---|--|